

泉大津市立周産期小児医療センター出産祝いプレゼント調達仕様書

本仕様書は、泉大津市立病院(以下、「甲」という)において、産婦人科で分娩をした産婦に提供する出産祝いプレゼントについて定めるものであり、受注者(以下、「乙」という)は、法令に定めるもののほか本仕様書の定めに従い、誠意をもってこれを確実に実施するものとする。

1 目的

甲で分娩した産婦への出産祝いとして、出産祝いプレゼントを調達することを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。

3 内容

- (1) 1セット3, 850円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- (2) 商品は、出産後の生活に寄与するため、ベビー服、ベビー玩具、ベビー寝具、ベビー食器、書籍、家族で楽しめる体験サービスなどの領域からとする。

4 納品

- (1) 年間約500件(令和5年度実績)
※あくまで実績から算出した予定数量であり、数量を保証するものではない。
- (2) 納品場所は甲の泉大津市立病院3階病棟とする。
- (3) 乙は、納品の都度納品書を発行すること。

5 検査

納品に際しては、甲の職員による検査を実施するものとする。検査に合格した物品のみ納品可とし、検査の結果不良品と認めた場合は、乙は直ちに交換を行うものとする。

6 個人情報の取り扱い

- (1) 乙は、本契約の業務の履行に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、令和3年法律第37号による改正を含む)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの、又は他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の取扱いを適正に行うものとする。
- (2) 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本契約による業務を処理するため

に個人情報保有するときは、本契約の利用目的以外に使用しない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (3) 甲及び乙は、個人情報の取扱を円滑に推進するために、それぞれ個人情報保護担当者を定めるとともに、乙における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について甲に書面で提出しなくてはならない。また、甲は定期的(少なくとも年1回以上)又は必要と認めたとき、乙の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は乙に対して報告を求めることができる。
- (4) 乙は、甲から提供される個人情報の引渡し及び保管について、その取扱者を制限する。
- (5) 乙は甲の承認があるときを除き、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しない。
- (6) 甲又は乙は本契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止等の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- (7) 甲は、乙に個人情報を取り扱わせるにあたり、当該個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (8) 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を業務完了後速やかに甲に返還するとともに、自ら収集し、又は作成した個人情報については破棄するものとする。
- (9) 乙は、本契約を履行するに当たり、個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、事前に甲に書面による承諾を得るものとし、本契約における乙の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合にあっては、乙の責任において対処するものとする。
- (10) 乙は、個人情報の盗難、紛失、漏えい等の事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に通知するとともに、その解決のための対応を早急に行わなければならない。
- (11) 甲は、乙が本契約の内容に違反して甲の機密を侵害したと認めるときは、この契約を解除することができる。また乙は、甲及び個人の権利利益を侵害された第三者に対して損害賠償義務を負うものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

7 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項については、甲乙の双方により協議するものとする。